

○川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等
に関する条例

平成30年3月29日条例第14号

改正

令和元年12月24日条例第29号

令和3年6月25日条例第24号

令和7年3月25日条例第2号

令和7年9月30日条例第56号

川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等
に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を行う者（国及び地方公共団体を除く。以下「事業者」という。）の不当な営利行為を防止し、当該事業の適正な運営を確保することにより、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び同法第24条第1項に規定する保護の開始の申請をしている者（以下「被保護者等」という。）の権利利益を擁護し、もって被保護者等の自立の支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業」とは、次に掲げる事業をいう。ただし、法令によりその開始につき行政庁の許可、認可、免許その他の処分又は行政庁への届出を要するものとされている事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第8号に掲げる事業（同法第68条の2第1項に規定する社会福祉住居施設を設置して行うものを除く。）を除く。）、法令によりその設置につき行政庁の許可、認可、免許その他の処分又は行政庁への届出を要するものとされている施設に係る事業その他これらに類する事業を除く。

(1) 2人以上の被保護者等に対し住宅、宿泊所その他の居住の用に供する施設（市内に所在するものに限る。以下「住居等」という。）の全部又は一部を貸し付け、又は利用させるサービス（以下「住居等サービス」という。）を提供

するとともに、併せて当該被保護者等に対し次に掲げるサービスのいずれか又は全てを提供する事業をいう。

ア 2人以上の被保護者等に対し被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与、飲食料品（その原料又は材料として使用されるものを含む。以下同じ。）の提供、洗濯、掃除等の家事に関するサービスの提供その他の日常生活上必要なサービスであって1月を超えて継続的に提供するもの（以下「生活サービス」という。）

イ 2人以上の被保護者等に対し生活保護法の規定により保護として給与し、若しくは貸与される金銭又は当該金銭が振り込まれる預貯金の口座に係る預貯金通帳等（預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他当該預貯金の引出し又は振込みに必要なものとして規則で定めるものをいう。）（第4条第1項第3号ウ及びエにおいて「金銭等」という。）の管理を行うサービス（以下「金銭管理サービス」という。）

（2） 事業者が自ら住居等サービスを提供するとともに、併せて当該事業者の指定する者から当該住居等サービスの提供を受ける被保護者等に対し生活サービス又は金銭管理サービスを提供させる事業

（3） 事業者が自ら生活サービス又は金銭管理サービスを提供するとともに、併せて当該事業者の指定する者から当該生活サービス又は金銭管理サービスの提供を受ける被保護者等に対し住居等サービスを提供させる事業

（4） 事業者の指定する者から被保護者等に対し住居等サービスを提供させ、及び生活サービス又は金銭管理サービスを提供させる事業

（5） 前3号の指定を受けて、これらの号に規定する被保護者等に対し住居等サービス、生活サービス又は金銭管理サービスを提供する事業

2 この条例において「住居等サービスに係る契約」とは、事業者と被保護者等との間で締結される被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業に係る契約であって、当該事業者が有償で住居等サービスを提供することを約するものをいう。

3 この条例において「生活サービスに係る契約」とは、事業者と被保護者等との

間で締結される被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業に係る契約であって、当該事業者が有償で生活サービスを提供することを約するものをいう。

- 4 この条例において「金銭管理サービスに係る契約」とは、事業者と被保護者等との間で締結される被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業に係る契約であって、当該事業者が金銭管理サービスを提供することを約するものをいう。

（被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の届出）

第3条 国及び地方公共団体以外の者は、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業（前条第1項第5号に掲げる事業を除く。第23条において同じ。）を営もうとするときは、その事業の開始前に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- （1）氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、経歴並びに資産状況
- （2）住居等サービスに係る住居等の名称
- （3）住居等サービスに係る住居等の所在地、定員等
- （4）事業の内容
- （5）事業開始の年月日
- （6）事業に係る実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- （7）定款その他の基本約款
- （8）事業者の指定する者から被保護者等に対し住居等サービス、生活サービス又は金銭管理サービスを提供させる場合にあっては、当該指定する者に係る第1号から第6号までに掲げる事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項第3号から第5号までに掲げる事項及び同項第8号に掲げる事項のうち事業者の指定する者に係る同項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

- 3 第1項の規定による届出をした者は、同項第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる事項並びに同項第8号に掲げる事項のうち事業者の指定する者に係る同項第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から1月以内に、その旨を市長に届け出なければならない。被保護者等住居・生

活・金銭管理サービス提供事業を廃止したときも、同様とする。

（被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業に係る契約締結前の重要事項の説明）

第4条 事業者は、住居等サービスに係る契約、生活サービスに係る契約又は金銭管理サービスに係る契約の申込みを被保護者等から受けたときは、当該契約を締結するまでに、当該被保護者等に対し、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面を交付して説明しなければならない。

（1） 住居等サービスに係る契約 次に掲げる事項

ア 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 住居等サービスを提供する期間

ウ 住居等サービスに係る住居等の名称及び所在地

エ 住居等サービスに係る住居等（住居等の居室を貸し付け、又は利用させようとする場合にあっては、当該居室。オにおいて同じ。）の床面積

オ 住居等サービスに係る住居等の台所、便所、洗面設備、浴室その他の多数人で共用に供する部分（廊下及び階段の用に供する部分を除く。）に関する事項

カ 賃料、敷金、共益費、管理費その他の住居等サービスの提供を受ける被保護者等が支払うこととなる金銭の額

キ 契約の更新及び解除に関する事項

（2） 生活サービスに係る契約 次に掲げる事項

ア 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 生活サービスを提供する期間

ウ 生活サービスの内容

エ 生活サービスの提供を受ける被保護者等が支払うこととなる金銭の額

オ 契約の更新及び解除に関する事項

（3） 金銭管理サービスに係る契約 次に掲げる事項

ア 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 金銭管理サービスを提供する期間

ウ 金銭等の管理の方法

エ 金銭等の管理の状況についての被保護者等への報告の方法及び時期

オ 金銭管理サービスの提供を受ける被保護者等が支払うこととなる金銭の額

カ 契約の更新及び解除に関する事項

2 前項の書面は、事業者及び説明を行った者の記名のあるものでなければならない。

（被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業に係る契約締結時の書面の交付）

第5条 事業者は、住居等サービスに係る契約、生活サービスに係る契約又は金銭管理サービスに係る契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項について当該契約の内容を明らかにする書面を当該契約の相手方である被保護者等に交付しなければならない。

（1） 前条第1項各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

（2） 契約を締結した年月日

（3） 住居等サービス、生活サービス又は金銭管理サービスに関する苦情を受け付けるための窓口

2 前項の書面は、事業者の記名のあるものでなければならない。

（被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業に係る契約の解除等に係る制限）

第6条 事業者は、住居等サービスに係る契約、生活サービスに係る契約又は金銭管理サービスに係る契約の締結に際しては、次に掲げる事項を定めなければならない。

（1） 契約の期間

（2） 被保護者等が住居等サービスに係る契約を解除することについて予告をしたときは、1月以内に当該契約を解除することができること。

（3） 事業者が正当な事由があると認められる場合に住居等サービスに係る契約、

生活サービスに係る契約又は金銭管理サービスに係る契約を解除しようとするときは、少なくとも6月（当該契約の期間が6月に満たない場合にあつては、あらかじめ当該契約の当事者間で約定した期間。第17条第1項第2号において同じ。）前までにその予告をしなければならないこと。

（4） 被保護者等が生活サービスに係る契約又は金銭管理サービスに係る契約の解除の申入れをしたときは、直ちに当該契約を解除することができること。

2 前項第3号に掲げる事項の定めは、被保護者等の失踪その他やむを得ない事情があるときは、当該定めに係る期間前までに予告をすることなく当該契約を解除することができる旨の定めをすることを妨げるものではない。

3 事業者は、住居等サービスに係る契約、生活サービスに係る契約又は金銭管理サービスに係る契約の締結に際しては、次に掲げる事項を内容とする定めをしてはならない。

（1） 1年を超える契約期間を定めること。

（2） 被保護者等が生活サービスに係る契約又は金銭管理サービスに係る契約を解除することを理由として、住居等サービスに係る契約を解除すること。

（3） 被保護者等がその責めに帰することができない事由により住居等サービスに係る契約、生活サービスに係る契約又は金銭管理サービスに係る契約を解除した場合において、当該被保護者等が当該契約の解除に伴う違約金を支払うこと。

（契約書の写しの提出等）

第7条 事業者は、住居等サービスに係る契約、生活サービスに係る契約又は金銭管理サービスに係る契約の締結又は更新の日から1月以内に、当該契約に係る契約書の写し又は契約の内容を記載した書面を市長に提出しなければならない。提出した契約書の写し又は契約の内容を記載した書面に係る契約に変更が生じたときも、同様とする。

2 事業者は、前項の規定により提出した契約書の写し又は契約の内容を記載した書面に係る契約を解除したときは、遅滞なく、書面によりその旨を市長に届け出なければならない。

（住居等の居室の利用世帯等）

第8条 事業者が住居等サービスとして住居等の居室を単位として被保護者等に貸し付け、又は利用させるときは、当該住居等の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 事業者は、住居等サービスとして住居等の居室を単位として被保護者等に貸し付け、又は利用させるときは、1の居室を同時に2以上の世帯（生活保護法第10条に規定する世帯をいう。以下同じ。）に貸し付け、又は利用させてはならない。ただし、1の居室を同時に2以上の世帯に貸し付け、又は利用させることについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 事業者は、住居等サービスとして住居等の居室を単位として被保護者等に貸し付け、又は利用させるときは、1の居室の専用部分（収納設備及び台所、食堂、集会室等の多数人で共用に供する部分を除く。）の床面積を7.43平方メートル以上（2人以上の被保護者等が属する世帯に1の居室を貸し付け、又は利用させる場合にあっては、当該被保護者等1人当たりの床面積を4.95平方メートル以上）とするよう努めなければならない。

4 事業者は、住居等サービスとして住居等の居室を単位として被保護者等に貸し付け、又は利用させるときは、当該居室と隣接する他の居室、廊下等との境界を壁、板戸等の間仕切りにより明確に区画し、当該被保護者等（その世帯に属する者を含む。）の個人又は世帯の生活の平穏を害することのない環境を確保しなければならない。

（飲食料品の提供）

第9条 事業者は、生活サービスとして被保護者等に飲食料品の提供を行うときは、被保護者等の身体の状態、栄養状態等に配慮した種類及び調理方法によるとともに、適当な熱量及び栄養量が含有されるよう努めなければならない。

（被保護者等が負担する額）

第10条 事業者は、被保護者等が支払うこととなる住居等サービスに係る対価の額について、当該被保護者等の生計の状況等を勘案し、近傍同種の住居等の家賃に比して低い額又は生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める住宅扶助に係る基準額以内で相当と認められる額となるよう定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、被保護者等が支払うこととなる被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業に係る対価の額について、不当に利益を得ることのないよう、その内容に応じて相当と認められる額となるよう定めなければならない。

3 事業者は、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の実施に伴い要した光熱水費その他これに類する費用を被保護者等に請求するときは、請求額が当該費用の額を超えないようにしなければならない。

(衛生管理のための措置)

第11条 事業者は、住居等サービス又は生活サービスを提供するときは、被保護者等の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的に管理し、その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

(災害予防のための措置)

第12条 事業者は、住居等サービスとして提供する住居等内にある被保護者等の生命、身体及び財産を地震、火災その他の災害から保護し、並びにこれらの災害による被害を軽減するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被保護者等への虐待防止及び自立支援)

第13条 事業者は、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の実施に当たっては、被保護者等の権利利益を不当に侵害しないよう、当該事業に係るサービスの提供を受ける被保護者等に対する身体的虐待（被保護者等の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えることをいう。）、心理的虐待（被保護者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他被保護者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。）、経済的虐待（被保護者等の財産を不当に処分することその他当該被保護者等から不当に財産上の利益を得ることをいう。）その他の虐待（以下これらを「虐待」という。）を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の実施に当たっては、市が実施する被保護者等の自立の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第14条 市長は、事業者に対し、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

（報告の徴収及び立入検査）

第15条 市長は、第3条から第5条までの規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、事業者の事務所、住居等その他の施設に立ち入り、施設、帳簿、書類等を検査させ、関係者に質問させ、その他事業の運営状況を調査させることができる。

2 前項に定めるものを除くほか、市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、事業者の事務所、住居等その他の施設に立ち入り、施設、帳簿、書類等を検査させ、関係者に質問させ、その他事業の運営状況を調査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（事業の停止等）

第16条 市長は、事業者が被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業に係る対価の額について、その内容に応じて相当と認められる額に比して著しく高額な対価を支払わせる等被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業に関し不当に営利を図り、若しくは被保護者等に対する虐待その他の被保護者等の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業者に対し、期限を定めて、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。

2 市長は、事業者が前条第1項若しくは第2項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、これらの規定による検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該事業者に対し、期限を定めて、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。

(勧告及び命令)

第17条 市長は、事業者が第3条から第8条（第1項及び第3項を除く。）まで、第11条及び第13条（第2項を除く。）の規定に違反したとき、又は次に掲げる行為をした場合であって被保護者等の自立を阻害するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、事業開始の届出、住居等サービスに係る契約、生活サービスに係る契約又は金銭管理サービスに係る契約の内容を説明する書面及び契約の内容を明らかにする書面の交付、定めるべき契約事項の遵守、契約書の写し又は契約の内容を記載した書面の提出、居室を貸し付け、又は利用させるときの世帯数の遵守、衛生管理のための措置、被保護者等に対する虐待の防止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 被保護者等が住居等サービスに係る契約の解除を予告してその申入れをしたにもかかわらず、1月以内（当該契約において1月に満たない特別の期間の定めをしたときは、当該定めた期間内）に当該申入れに係る契約を解除しないこと。
- (2) 事業者に正当な事由がなく、又は6月前までに予告することなく住居等サービスに係る契約、生活サービスに係る契約又は金銭管理サービスに係る契約を解除し、又は契約の解除の申入れをすること。
- (3) 被保護者等が生活サービスに係る契約又は金銭管理サービスに係る契約の解除の申入れをしたにもかかわらず、当該申入れに係る契約を解除しないこと。
- (4) 被保護者等が生活サービスに係る契約又は金銭管理サービスに係る契約を解除したことを理由として、当該被保護者等に対し住居等サービスに係る契約の解除を求めること。
- (5) 被保護者等が住居等サービスに係る契約、生活サービスに係る契約又は金銭管理サービスに係る契約を解除した場合において、被保護者等の責めに帰することができない事由による契約の解除であるにもかかわらず、当該被保護者等に対し当該契約の解除に伴う違約金の支払を請求すること。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第 18 条 市長は、前条第 2 項の規定による命令を受けた事業者が正当な事由なくこれに従わないときは、当該命令に従わない事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る事業者はその理由を通知し、その事業者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(電磁的記録等)

第 19 条 事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 事業者及びその職員は、交付、説明その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

(適用除外)

第 20 条 第 3 条から第 5 条まで、第 15 条（第 1 項に限る。）及び第 16 条（社会福祉法第 68 条の 2 第 2 項又は第 69 条第 1 項の規定による届出をしていない者にあつては、第 1 項に限る。）（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、同法第 2 条第 3 項第 8 号に掲げる事業を行う者については、適用しない。

2 第 6 条の規定は、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）が適用される契約については、適用しない。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規

則で定める。

(罰則)

第 2 2 条 第 1 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による制限又は停止の命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は 5 0 0 , 0 0 0 円以下の罰金に処する。

第 2 3 条 第 3 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を経営した者は、3 0 0 , 0 0 0 円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 2 4 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を行っている場合における第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を開始したときは、当該開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

3 第 4 条から第 7 条まで及び第 1 0 条の規定は、この条例の施行の日以後に締結し、又は更新する住居等サービスに係る契約、生活サービスに係る契約又は金銭管理サービスに係る契約について適用する。

附 則 (令和元年 1 2 月 2 4 日条例第 39 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項の規定は、同年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 3 施行日において被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を行う国及び地方公共団体以外の者は、施行日から1月以内に、この条例による改正後の川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。この場合において、当該届出を行った者は、同項の規定による届出を行ったものとみなす。
- 4 令和2年3月1日から同月31日までの間に被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を開始した者に関する前項の規定の適用については、同項中「施行日から」とあるのは「その事業の開始の日から」とする。
- 5 新条例第3条第1項の規定による届出（附則第3項の規定により同条第1項の規定による届出とみなされるものを含む。）を行おうとする者は、施行日前においても、同項（附則第3項の規定により同条第1項の規定による届出とみなされるものにあつては、附則第3項）の規定の例により、その届出を行うことができる。

附 則（令和3年6月25日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月25日条例第2号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑

法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年9月30日条例第56号）

この条例は、令和8年1月1日から施行する。